

令和 6 年度 第 1 回国立市環境審議会
会議記録

日時：	2024 年 10 月 15 日（火） 19:00～21:00
場所：	矢川プラス 多目的ホール

国立市環境基本計画進捗状況報告書（令和 5 年度版）、国立市緑の基本計画改定に係る進捗状況について事務局よりそれぞれ報告を行ったのち、委員による協議を行った。協議内容は以下の通り。

（１）国立市環境基本計画進捗状況報告書（令和 5 年度版）の説明

事務局：「国立市環境基本計画進捗状況報告書（令和 5 年度版）」を基に説明。

亀山会長：はいありがとうございました。資料をたくさんいただいているわけですが、ご説明いただいたのは、大事なところを選んで、それぞれの項目についてご説明いただいたという形になっておりますけれども、何かご質問、ご意見等ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。今ご説明いただいたところ以外でももちろん結構ですので、全般的にこういうことはどうなっているのだというようなことで結構でございますので、どうぞ。

清水委員：はい。ありがとうございます。私は 2 つほどお伺いしたいと思ひまして、1 つはですね、たくさんある具体的な施策はそれぞれ優先度というか、重要度といいますか、最終的にはこう評価が出ていますけれども、評価の中でも 3 とか 2 には注意をしていきたいと、強力に進めていきたいというお話がありましたので、そことの関係性が、重要度などがあるのだったら、何かわかるようにした方がいいのではないかってことと、新しい取り組みを行っていますということで、幾つかこう各セクションでお話いただきましたけど、この新しい取り組みを追加するときのプロセスみたいな、要は、どこの分野にこう新しい取り組みが入りましたと。それはなぜに入ったのかみたいな。特に力を入れたかったからなのか。言い方悪いですけど思いついたから入ってるのかとか。その辺がもしございましたらお伺いしたいなと思います。

事務局：1 つ目のご質問の優先度のところについてなんですけれども、確かに国立市の総合基本構想、総合基本計画と比べると、重点施策みたいな位置付けがされていないので、どこに集中的に材と力を投入していくかっていうのがちょっと分かりにくいのかなってというのは実感しております。ちょうど今の計画が令和 9 年度までとなっておりますので、令和 10 年度以降の計画の改定にあたっては、そこら辺のメリハリをつけた形で、表記できたらなっというふうに思っております。

新しい取り組みがどういったプロセスで入ってくるのかというところについてなんですけれども、正直に申しまして、ここで評価点が 2 とか 3 だから力を入れて取り組んでいこ

うというよりは、昨年度、地球温暖化対策の計画についてご議論いただいたかと思うんですけれども、あれも国際的な動きとか、国の方で計画を作ってやっていこうという、そういった流れの中で市町村も対応を迫られると、そういったことで計画を改定して取り組んでいくというのが、多いのかなというふうに思っております。ちょっとこの計画も15ヵ年計画っていうことで作った当初からはもう随分状況が変わってきていて、それを今やるのが本当に優先度高いのかって言われるとそうじゃない項目もたくさんあるかと思うので、計画期間が15年っていうのはちょっと長いのかなっていうところと、あとこんな個別に書かなくてもうちちょっと大きくくりで、まとめてもらった方が新しい取り組み、本当はもっと新しいことやっているんですけど、この項目に当てはめようとする、言えないこととかもたくさんあるので、そこら辺を表現できるような形での改定が望ましいかなというふうには個人的には考えております。

清水委員：わかりました。ありがとうございます。

亀山会長：環境に対するニーズだとか取り組みだとかってというのは、多分行政の分野でも一番目まぐるしく変わっていくというか、その都度やっぱり、いろんな世界の情勢だとか国の方針だとかっていうのを受けながら、新しい課題に取り組んでいるっていうようなところだろうと思うのですよね。そういう点で新たに加わっているものがあるっていうふうにご理解いただければいいと思います。

その他はどうでしょうか。

川野委員：2ページ目の「国立市はみどりが十分にあるまちだと思う割合」について、毎回思うのですが、アンケートを毎年3000名くらいに送っており回答率が40%とお聞きします。40%程度の回答で50%程度の方が十分にみどりはあると思っていると判断しても良いのでしょうか。回答率が低いので回答率が上がればもう少し目標に近づくと思いますが如何でしょうか。研究所の周りには緑が多くあります。研究所の周辺に住んでいる方の意見が多くなると、指標がもっと上がるのではないのでしょうか。アンケートの回収率を上げる工夫を検討してみてもいいかがでしょうか。

亀山会長：そんなに毎年やる必要があるのかどうか。そんなに年々変わるものではないような気がしますけれども。そういう何ていうかな、評価をしていくときに、毎年変わるようなものとそんなに何年か簡単に変わるものではないってあると思うのですよね。そういうのをどうしても毎年やる必要もあるのかっていうのもあるなっていうところも。

もう1つは、毎年変わっていくっていうようなものなのか、それから段々上がってくとか下がってくとかっていうような、そういう累積的にどうなっていくかっていうのを見るような項目の見方もあると思うのですけども。これは、今回は全部そういう累積していくようなものってないのでしょうか。

事務局：そうですね。こちらの市民意識調査についてですけれども、この環境基本計画の進捗のた

めを取っているものでなくて、国立市全体の基本構想に基づく基本計画というのがあって、いろんな施策に跨っているのですけども、その成果がどうだったということで毎年 1 回調査をしている形になります。この数で足りるのかと言うと、昨年度、温暖化の計画を作るときに、人口 7 万人の市で何人ぐらいからアンケート回答いただけると、統計学的に有意な数値が出るかっていうところでいくと、大体 1000 人集めれば、かなり実態に近い数字になると言われています。今回の調査については 3000 出して 1200 返ってきています。市で他にもアンケートたくさん取ってるのですが、この 40%の回答率っていうのは一番高い部類に入るのかなっていうふうには思います。

ただそうですね、もっとお返事いただけるような取り組みっていうところで、他市では、ペンがアンケートの中に入っていたとか、回答してくれたら何かしらのものを出すと、いろんな取り組みがあらうかと思うので研究してみたいと思います。ありがとうございました。

亀山会長：どうですか、他に。

塚田委員：先ほど清水委員の発言に関連して、私も基本計画進捗状況報告書の項目全てに優先度をつける、これは思いがある等、項目評価にもう少し強弱をつけた方が良いと思います。

昨年、実行計画の検討の際に、ゼロカーボンにしなくてはいけない年限と次の環境基本計画改定時期が近くなると思いますので、環境基本計画の改定をもう少し前倒した方が良いと思います。

事業者としての市の温室効果ガス排出量は、再エネ切り換えなどである程度下がると見込まれるが、残りは住んでいる方々の努力、国の施策で原子力エネルギーへの切り換えで、排出係数が小さくなることで CO2 の排出量が下がると理解しています。そのとき、住んでいる市民の方に協力を求めるには、なるべく高効率の熱源に変えてもらう等、国立市として何か独自にお金を投じることが出来れば良いと思っています。東京都では今、高効率の機器に変えると、補助金だとかその場で値引きしてくれる施策がありますが、同様のものが国立市独自の施策があれば良いと思います。

あと個人的なことですが、私、今年から農業振興係の方で援農ボランティアもやり始めました。国立市のまちの構造、北から富士見台あたりまでが住宅地で、南に下って谷保に行くと、のどかな田園風景があって、私はそれを凄く気に入っています。この風景が守られていくように、農家さんも作業が大変だと聞いており、少しでも力になりたいと考え、援農ボランティアを始めています。国立らしさを守っていく、都市型農業、農地を守っていくことが温室効果ガス排出量を抑えることに貢献できるのではないかと、という視点で考えることが必要だと感じています。

事務局：ありがとうございます。まず 1 点目の計画の改定の時期で、温暖化の計画と環境基本計画。環境基本計画を改定するときには、温暖化の計画の最終年あたりにあたるので、その整

合をどう取ってくのかっていうところを。

塚田委員：もう少し早めにやらないと多分追いつかないのが正直なところかと思っています。2026年では、未だ11%程度の削減に止まり、2030年には46%削減しなくてはならない。となると残り35%削減を3、4年で達成可能かはすごく疑問です。原子力エネルギーの切り替えで排出係数が小さくなることも大きいですが、電力使用量が増えたら、温室効果ガス排出量は減らないのではないかな、この点が気になっています。

事務局：他市の事例なんか見ていると、環境基本計画の中に地球温暖化の計画を取り込んでいたりです。一緒に計画にしているところもあったりします。するとその整合はとれるのかなと思います。目標値に対してまだ進んでないじゃないかっていうところは確かにその通りなので、今後頑張っていかなきゃいけないと思っているのですけども、やっぱり市民の方の努力、事業者の方の努力によるところが大きくて、原子力の影響ですとか排出係数がどうのっていうところは置いといて、おっしゃっていただいたみたいに高効率なものに変えるとか、そういったところに対して、こういうことをしていただきってお伝えしていけたらいいなと思っています。

先日、市報特集号ということで、温暖化の特集号を入れさせていただいたのですけどもご覧いただきましたかね。その中でも、昨年度ご議論いただいて作った計画ではこういう目標を立てていて、市民の皆様にはこういったことをしていただきたいと。それを後押しするために市も補助金を用意していますというような形で、PRさせていただいています。新しい取り組みとしては、国立市に転入された方は、いろいろ家電の買い替えとかあるかと思うので、その転入時に補助金のご案内とかも一緒にお渡ししたり、あと省エネ家電、エアコン、冷蔵庫、給湯器を買い換えるときに補助金出してるのですけども、補助金をもらった方にはお手紙を出して、さらに太陽光パネルの補助金もあるよとか、そういった形でつなげていくような努力をしていきたいと思っています。

最後に、ボランティアにご参加されているのですね、今回の取りまとめにあたって農業振興の方にも話聞いてきたのですけれども、ボランティアさんの数も増えているし、その受け入れ農家数も増えていると。今後、国立の農家を盛り上げていくためには、ここにはぜひ力を入れていきたいってお話もあったので、国立の環境を守っていくためにぜひ続けていただけたらなというふうに思っています。

亀山会長：このね、評価の仕方っていうのはよくわからないですけど。この評価は誰が、担当課でっていうこと。

事務局：そうですね。3ページ目ご覧いただけますでしょうか。3ページ目の例えば一番上に1というナンバーがあって、水環境保全の重要性について市民への意識啓発の実施。この右側に担当課というのが記入してございます。こちらの課で自己評価をしている形になります。

亀山会長：自分のところで自分が評価をしているのですね。見てみると、例えば、都市計画課っていうと、7ページの25番ってのがありますよね。重要景観資源の指定の推進。国立の駅舎を復活させたりしているし、本田家住宅は今整備中。一生懸命やっているのに、何で令和4年度、5年度は2なのかとかね。各課によって5ばっかりの課もあったし、ごみ減量課って何かやたらと評価高いですよって。そういうのは、そこに任せているのですか。

事務局：そうですね。ごみ減量課の方はある程度数値で書かれているところが多いので、そうすると評価しやすい面もあろうかなというふうに思っています。

そうじゃないところも全体統括の中で、私どもの方でも評価点ここはこうじゃないかみたいな議論はしているところなのですけども、ちょっと定量化が馴染まないところでばらつきが出ているのかなというふうに思います。

亀山会長：14ページなんか見ると、全部オール5じゃないってなるけど、ごみ減量課の。

事務局：そうですね全部5になっております。

亀山会長：そうするとだ、なんかそういう課によって違いがあるのですね。なんか都市計画課はあえて厳しく見て低いなどと言うの変ですけど。評価の仕方を自分でするのではなくて、よそでするとか何か、もうちょっと変えないとややバランスを欠くなっているところ、なくはないなっていう感じはしますが、今後の課題かなって感じ。ありがとうございます。

二宮委員：今の会長のコメント、私も同じことを思っていました。結局前年と同じことをやっているところは進歩がないから3っていうところもあれば、もうちゃんとできているから5だったら5のままでいいというような評価とかもあったりすると、この全体のところで見ると、多分一般の人は1ページ目の円グラフの分けているところだけを見て、細かいところまでは見ている余裕はないと思うのですよね。けど実際に詳しく見てみると、いや、そこじゃなくてこれ何か違うのではないかという話もあったりして。あと未着手の1はありませんでしたというふうにおっしゃったけれども、項目によっては、そもそも論として評価の対象にはもうしないとまで明言している項目まであったりして、それは未着手なのか、そもそもここから外すべきなのかっていうようなこともあったりして。あと、それ以外にもう完成しちゃってできちゃっているから、これが何年たとうが5のままなのか、それともできちゃったやつは外しちゃってできないやつを載せていくべきなのか、その辺のところをやっとかないと、数値の信頼性が損なわれてくれる恐れがあるのかなと思ったのが1点。それから2点目、具体的な話なのですが、電気自動車の買い替えのことなのですが、去年の議事録見たら、その辺のところをちゃんと書いて欲しいっていうことが書いてあって、今回の数字見たら2台から3台になったっていうふうにあるのですけど。公用車がそもそも50数台あるうち1台買い換えたので、それをEVにしたのか、それとも実は10台ぐらい買い換えてそのうち1台しかEVにしてないのかっていうようなことを気になったのです。それはどんな感じなのですか。

事務局：令和5年度は確かに車の買い替えが2台分あったような気がします。1台についてはトラックみたいな作業車タイプで、災害があったときにも出なきゃいけないと。今の形で電気自動車にするのはちょっと不安だということで、継続してガソリン車になったと。もう1台は市内で乗る自動車だったので、であれば電気自動車にできるよねということで、電気自動車に置き換えたという形になります。

二宮委員：とすると、何となく全体の基本計画的には、事業者とかには電気自動車やっってくださいって言っていて、じゃあ自分たちはどうかって言うと2台のうち1台は、電気自動車に変えているっていう事実が。それが良いとか悪いとかは私言わんですけど、けれどもこっち側の数字はなんかいかにも1台増えましたよっていう、やっぱちょっとずるさっていう感じが見えたりもするのだけれども。もう率直にそう感じたということだけ。2台のうち1台は電気自動車にしまして、1台は実はそのままにしましたっていうことが、良いのか悪いのかっていうのはまた別問題で、市だってそんなことやっているじゃないかって言われると、かえってなんか進まなくなっちゃうっていう、そういうジレンマもあるので、そこはちゃんと書けとは言わないですけどね、と感じたということだけ。どうするべきかということではないです。以上です。

亀山会長：来年度以降もやるわけですから、その辺ご指摘いただいたようなことで、もうちょっと考えて、良い評価方法を考えながら動かしていくのではないかなっていうふうに思いますね。

倉本委員：今現在の評価方法を使うのだったら、取りまとめは全分野でというのではなくて、分野ごとに前は評価2だったものが多かった分野が、4が多くなったとか、そういう表示してもらえば。現在だと、全部ならして、評価5は37%というような見方になりますよね、まずこの表グラフがあるわけだから。でも先ほど伺ったように自己評価なのであるとすれば、評価する主体が同じ課なわけですよ。同じ課の評価、同じ基準の評価で、前は5割が達成できなかったという評価だったものが、7割以上達成したっていうように変わったのだとすれば、それは意味があると思うのです。その部分を変えるか、そうではなくて先ほど亀山先生がおっしゃったように、その自己評価の部分を変えるかしないと、市民に適切に状況を理解していただくことはできないのではないかと思います。

事務局：ご指摘いただいたので、検討してみたいと思います。ただ、自分もやりながら、もやもやしていたところがありまして、今の施策ってもう97項目あるんですけども、それも現状感がバラバラで、今やっているものをそのままキープするっていうのが成果指標になっているものもあれば、新しい取り組みをやっていこうというのが書かれているものもあって、なかなか共通して点数っていうのも難しいなと思うところもありました。多分2年後もこの計画に基づく評価っていう形になるのかなと思うので、こういった形で評価するのか、担当部署だけじゃなくて、第三者的な視点をどう入れるかってところは、ちょうど来年度以降、他市にもどういうふうにやっているというのを聞いていこうと思い

ますので、その中で考えてみたいと思います。あと、計画の改定にあたってはそれを生かしていきたいです。それを次回の進捗状況の中でどういうふうに落とし込むかってのも併せて考えていきたいと思います。ありがとうございます。

亀山会長：割と数値目標について評価をするっていうような、そういう部分だけ評価しますっていうやり方でやっていると思います。これにつきましては、今いろいろご意見いただきましたので、さらに検討していただければと思います。

(2) 国立市緑の基本計画改定に係る進捗報告

事務局：「国立市緑の基本計画及び生物多様性地域戦略【骨子案】」、「各種調査及びワークショップの概要」を基に説明。

亀山会長：ありがとうございました。

今ご説明いただきましたように、緑の基本計画と生物多様性地域戦略はまだ皆さんに見ていただくものはなくて、考え方、骨子案です。細かい部分を見ていただくっていうものがないので、要は基本的な考え方について、皆さんが感じになっていることを言っていたらとの方がありがたいなと思います。

倉本委員：これは計画の改定ですね。現行計画について、文章としては評価・分析していると言っていますが、どのように評価して、新しい緑の基本計画と生物多様性についても、現行の緑の基本計画の中に書かれているとご説明がありましたよね。

それが、何が不備でこう改善するのかという、時代が変わったっていうのはもちろんありますけれども、それ以外、現在、現行の計画の中で非常に重要なことと考えて入れてきたことが、ほとんど入っていないと私は理解してまして、それは例えば、個別の空間における建物とか、オープンスペースの構造と生物の分布の関係のようなもので、それはここで調査をされているような、市が重要と考えている場所だけではなくて、すべての市域について、例えば団地だったらこう、普通の住宅地だったらこうということを検討しているわけですね。

そういったものを含めて考えたときに、何を抜かして何を入れるかっていう時に、入れる方は、現在の時代に対応しているということで理解できますけど、抜かす方は、ものによっては、事業者非常に負担をかけて実行してきたものもあるわけですね。環境政策課が指導できなくて、まちづくり審議会の一委員が第一団地の分譲のときに、緑の基本計画にのっとして計画を変更するように指導して、それで現在の工事が行なわれているわけですね。そして、その途中で計画が変わって、もうそれやらなくていい、良くなったのだとしたら、それは誰が責任持つのでしょうか。それはいらないって、はっきり市が判断したのだったということであれば、それは仕方がないと思うんですけど。

少なくとも現行計画について、評価している結果に基づいて、新しい計画を作っていただきたいと思います。外すなら外してもいいですよ、それから市の方針であれば。ただ外すのであれば、その理由を示していただきたい。ここに何も触れないで、現行計画について評価分析したって書いてあるだけで、何もその説明がなくて、それと関係のない説明がずっと出てくるっていうのは、それは前回の緑の基本計画を作るときに、市民団体も作って、緑の基本計画を作ったわけで、それとこの審議会とは別なわけですけども、20年間その計画を使ってきたわけですよ。それを変えるのに何の検討もなく、変えるっていうのは

理解できないです。

事務局：今回の説明の中では施策の整理をお示しできないのですけれども、もちろんそういったところは整理と言いますか、取りまとめをしているところです。その中で、今お話があったビオトープタイプという話が。

倉本委員：ビオトープタイプというよりも個別にすごく厳しい条件が課せられているものがあって、そしてそれが公平に条件を実行させていない。矢川団地には実行してないけど、富士見台第一団地の分譲には実行させるような結果になっていると私は理解していて、それは環境政策課の責任だと思うのですよね。そういったことも含めて、ちゃんと見直す必要があると思っているのです。なおかつ、第一団地の分譲については、環境政策課が指導しきれなくて、まちづくり審議会の委員に全部投げ、全部検討を任されてしまう。それはまちづくり審議委員会の委員長から指示されたから仕方がないですけど、だから今度新しく作る計画は、環境政策課がちゃんと責任を持ちます。それは、今までの計画がこういうところがまずかったから変えるので、環境政策課がこれからは全部一個人に頼ることなく責任を持ちますというような計画にしていきたいということです。

それは多分職員の体制とか、環境政策課を支援するシステムとかそういうものをきちんと整備しなければ、人事異動もあるし、得意なこと不得意なことがあるので、単に計画作るだけじゃなくて、それを裏打ちする市役所の体制を作っていただきたいということです。

亀山会長：なかなか重たい課題なのですけども、そこを十分ご理解して進めていただきたいということを今日は言うておきたいだけなのですが、今日は枠組みですから、よろしくお願いします。これ前回の緑の基本計画についてはどんなふうに総括というか、この計画はこういう点がプラスだったから伸ばそうとか、マイナスだったところについてどうしようとかって、それはやったのですか。

事務局：そうですね、正直なところ現状までに取りまとめをしきれてないというところがございまして、次回では何らかその辺を少し触れさせていただきたいと思います。

先ほどの環境基本計画の進捗管理みたいな形で、こちらもやらせていただいております、現状どれぐらい進捗できているなというところですね、整理していく中で、改定の中では、より具体的に現状のまま維持しているのか、内容をよく検討して、新たな方向性でいくのかと、そういった形で取りまとめをしているところです。

現状の緑の基本計画につきまして、関係する各課の方で状況については分析して、こういった取り組みができた、ちょっと難しい取り組みで民間の私権を制限するような取り組みや踏み込んだ記述はいくつかあったということで、具体的には団地の再生とかにおきまして、雑木林を作って国立本来の植生を復活させていくというような方向性を打ち出されたところはございまして、矢川の都営団地においてはそれが取り組まれなかった。一方で、URにおいては雑木林の再生がなされたっていう違いがございます。ただ、緑の基本計画

の中で、市の方がそれを強制するっていう権限は、現状も含めてないところはございます。

倉本委員：それは市が強制したのではなく、まちづくり審議会が通らなかったのです。ですから、市は強制してないですけども、上位計画として緑の基本計画があるために、まちづくり審議会で賛成多数というか、合意されなかったのです。そして、委員長が緑のことを分かる委員に、調整しなさいということでした。ですから、市民や専門家が参加する審議会に意思決定がある程度ゆだねられるとすると、緑の基本計画や生物多様性地域戦略は、非常に重要な制約というか、私権を制限するものになるわけです。

事務局：こういう方向性が社会情勢を踏まえてあるべき方向性だと言って言ったところをお示しさせていただいた上で、その団地の建て替えですとかそういったものに対する具体的な助言をする審議会は別途あって、また開発自体の事業者がそれをどこまで取り入れることによって事業性が成り立つかっていうところを含めてご判断いただいて、URの分譲団地については、再生する雑木林につきましては市の方も連携して新しい居住者の方や、またそこを開かれた空間として、イベントとかで使っていただけるような形の協力がいただけるのであれば推進していくというところがございます。

今回の改定におきましては、生物多様性を踏まえた地域でのネイチャーポジティブの推進といったところと、市民のそういった取り組みへの参加率を上げるといったところを主眼において改定していきたいというふうに考えています。一方で、緑の再生や雑木林っていうところも記述としては当然残していきますけど、それがどこまで、これがその、強制的っていうふうに捉えられるっていうのは我々としても本意ではないところがあって、これを踏まえてどう捉えるか、そこでもう1回検討を考えていくっていうところの方向性の形の計画なのだろうなというふうに考えているところはございます。

倉本委員：審議会という場が無視されていいようになれば大丈夫だと思いますけど、今の分譲の場合にはボーナスというか本来の高さ規制を超えた、あの高さにしたいということだったため、まちづくり審議会にかかったのですね。だから、それをあきらめれば雑木林もビオトープも、要求されなかったと思います。まちづくり審議会にかからなかったですから。

事務局：そこは高さ制限の緩和とビオトープで用地を使うというところの行ってこいの関係をどういうふうに事業者の方で考えて進めていくかっていったところが、判断されたものかなというふうに思います。

倉本委員：強制力がない基本計画だと言っても、高さ規制を緩めるというのはまちづくり審議会にかかるので、そうするとまちづくり審議会の建築とか色彩とかいろんな分野の専門家の人たちは、緑のことをよくわかるわけではなくて、緑の基本計画という上位計画があるのであれば、それを守らなければまちづくり審議会は通せないというように考えます。ですから、今度新たな計画の中に書いてある文言というのは、市としては強制力がないというように考えて書いていても、審議会のような場では、強制力がないって書いてあれば別ですけど、

使い方は微妙だということです。

亀山会長：計画なのですから、強制力のあるなしってというような制度的な担保があるなしの話とまた違っているのです。

倉本委員：一番の上位計画ですっていうことになっちゃっていますからそうです。

亀山会長：ということですからつまり、この計画の趣旨を踏まえて具体のものをどうしていくかっていうふうに議論がされている。べきでしょうし、そういうふうになさってきたのだらうと思うのですけどね。

わかりました。別な観点からありましたらよろしくお願いします。

三田委員：5ページの一覧表の国立ならではの緑の保全、1-3 農地の保全。農地を緑の場として記載しているのかなって感じで、農業で稼いでやろうと思うと国立市の場合はどうしてもハウスになる。あれって緑地じゃなくなっちゃうのですよね。だから結構、地方に視察に行って東京で農業やっていますって言うと、ハウスでやっているのですか、露地野菜で稼げるのですかって言われてしまうのですよね。だから緑地の確保として農地に期待されてもどうなのでしょう。あんまり大きく書かれると、ハウス建てる時に周りの人から緑潰しちゃうと、逆に言われちゃうといけないなっていう思いがしました。

また、3-2の市街地・民有地の緑化推進ってあるのですが、例えば家のとこに緑を植えてくださいなんて言われて、木を植えたとして、それが伸びすぎて、自分じゃ手間かけられなくなって、大変になっちゃう。緑地の推進、緑地の支援というか、植えたら1年にいっぺんぐらい剪定の費用はちょっと出しますよ、ぐらいなことじゃないとやっぱり難しいのではないかなって思いました。

亀山会長：すごく大きな問題ですね。推進したいから支援をしたいってようなことなのでしょうね。ハウスのことは難しいですね。ハウスのことはどういうふうにか考えるのですかこの場合、農地の保全と言うことに関して。

事務局：正直に申し上げて、勉強不足でございました。やはり農地については生物多様性保全の中でも非常に重要な位置付けというような記述はあるのですが、ハウスについてどういう扱いになるのかというのは少し研究させていただいて、その辺りしっかりとさせていただければと思います。

亀山会長：要するに、例えば緑の保全といったときに、ハウスは緑ではありませんとかっていう言い方にしてしまうのか。そうでもなくて、やはり緑ですっていうのかによって違いますよね、考え方。その辺、もうちょっと勉強してきてください。

5ページの表の中でわからないのが、水面がわからないのですけども、例えば用水路だとか、多摩川の河川だとか、そういうのはどこに入るの。

事務局：3-3-3の水辺の親水空間の保全というところに集約していこうと。

亀山会長：水辺の推進、親水空間になっちゃう。用水路って確かに親水性はなくはない。農業用施設

ですけども、でも河川も水辺の親水空間と。多摩川はそういうふうな位置づけでものを考えるってことですかね。そもそも国立市に多摩川はないんだっけ。

事務局：多摩川の流域の連携協議会とか、取り組みは2-1-3の広域的な自然環境保全の取り組みの中で連携して。生物多様性の保全を含めた、多摩川を初めとした大きな自然のところの保全というところで考えています。

亀山会長：国立の市域にある多摩川は、国立市としてはいろんなことを言っているはずだから、確かに管理をしているけれども、市民のものでもあるという意識はしっかり持って考えていただくことが大事じゃないかと思います。

その他にいかがですか。

「緑」の定義というやつが、1ページ左側に書いてあるのですが、「緑」の定義がなんだかよくわかんないのだけど。『本計画の中の「緑」という言葉は、植物だけでなく、動物が生育する樹林地、農地、河川、水路、住宅地などの空間を指し、さらに、そこに生息する動物を含めたものを総称している』ってあるのだけれど、全然わかんない。それを緑って言うのですか。土地の部分と、地上にある植物の部分と全部ひっくるめて緑と。ちょっとこれ用語ちゃんとしておかないと、何のことを議論しているのかわかんなくなっちゃう。ていうのは、例えば2ページのところの右側に緑被等の状況って書いてあって、一番上に「出典：財団法人市町村自治体調査会」ってというのがあって、その隣が「出典：東京都みどり率データ」って書いてあるのだけれど、これは違うのですよね。みどり率っていうのは、東京都が独自に定義して、言うようになった言葉で、左側の平成7年度の前計画の緑被という言葉とは違う。この辺の言葉をきちんと整理しないと、緑被率とみどり率は同じものとして考えていいとは思えないので。例えば水面はどうするのだって言ったときに、水面は緑がないけれども、実はみどり率のときには書かれるけどっていうのもあるし。計画されている場所で、実態は、今はそうでもないけど計画されている緑になるはずの公園の計画があると、それはどう扱うのかとかいろいろあるので、最初に前提として、この辺はきちんと整理した上で皆さんに見ていただかないと、何のことを言っているのかわかりにくいって言うことが言えますね。

国立の住宅は、割とお庭のある住宅があるので、それはある程度入れるでしょうけど、そういう場合にどうやって拾うのだろう。緑被として拾うときには、ある大きさのまとまりのあるところ以上のものを拾って。

事務局：次の3ページのところにあります。

亀山会長：その辺のことを一通り整理しておいていただくと、次回皆さんに見ていただくとわかりやすいかなと思いますので。用語とか、それからデータの取り方だとかっていうのをちゃんとやっていただくといいと思いますので、お願いしておきます。

事務局：はい、わかりました。先生のご質問の最初の、緑という定義についてお答えしますが、現

行の 20 年前に作った計画の中でもですね、全く同じこの文言でこういう定義がされておりまして、ここで使っている緑というのは、木や草だけではなくてその基盤になっているところと、そこに住んでいる植物、動物も入れますよという定義が前からあったものですから、そういうふうに定義している緑の計画っていうのは割と少ないというか、他にはほとんどないですけど。それをやめますというわけにはいかないじゃないかなと思いついて、踏襲していこうというふうに考えて、書かさしてもらったという。

あと細かくご指導いただいた点についてはわかりにくい部分もあろうかと思しますので、記載させていただきます。ありがとうございます。

亀山会長：というのはね、この緑の定義って割と幅広に書いてあるけれども、それと後に出てくる緑被とみどり率だとかっていうときに使っている緑って言葉が必ずしも整合してないでしょ。

事務局：そうですね。

亀山会長：そこを言いたかった。つまり、全体に概念をもうちょっと統一しといた方がいいじゃないでしょうかっていうことなのですね。

事務局：この緑被率の説明のところをもう少し詳しく、記載させていただきたいと思います。

亀山会長：はい。その他どうでしょうか。はいどうぞ。

二宮委員：先ほどの話も、倉本委員がおっしゃっていることが、ちょっといまち私はよくわかってないですけども、4 ページの骨子案の (3) の協働のところなのですけども。ここに市民って書いてありますけれども、その辺を歩いている個人個人っていうイメージがあるのですけれども、その中に例えば大学であったり UR であったり、ある程度の規模を持っているっていうことを含ませる。ていうのも作戦としてはありなのかなっていう感じはして。やはり共同社会ですと 1 つの経済体であって、1 つの意思能力があるって皆さん普通ですから、そうすると何か市民に訴えかける、市民にやってもらって市民にボランティア、その中には大学も入って UR も入る、ヤクルトさんも入るみたいなニュアンスがあると、逆に企業さんとしてもそういう悪いイメージっていうのですかね、良いことをやっているっていうことをアピールしないとイケない。ということもあるので、そういうことを匂わせるように入ってくると、何か強制力ではないけれども、あなたたちも市民の一員だよっていうことがわからせるようなあれがある、といいかなと思いました。

亀山会長：そうですね。両面ありますから、やはり市民っていうときの、どこかである程度言葉の定義をしておかないと、読んだ人が混乱するかもしれませんし、今みたいなことが大事なことですから、どこかで整理しといた方がいいですね。

事務局：ありがとうございます。

亀山会長：例えば民有地なんていうときには、ヤクルトさんの土地も民有地っていうの。そういうふうに言っているのですね。公有地以外は民有地という考えね。

倉本委員：5 ページの基本的な考え方の表の言葉と、あと個別政策をもっと吟味していただきたい。

例えば「保全」という言葉の意味とか、あと「推進」とか、それから「指定」というのは新たに指定することだと思うのですよね。現状を維持する。多分保存樹林とか現状維持することしかできないだろうと思うのですが、それは「指定」って書かれたら新たに指定する。と読めると思うのですね、そういうことを先ほどの水辺の親水空間もそうですが、もっと吟味していただいて、中身とできるだけ合ったタイトルをつけていただきたい。

それから、計画をリードする、より良いものにするようなタイトルをつけていただきたいです。それはいろんなところで喧嘩になって、保全という言葉とかは、保全と保護とかで、喧嘩になってしまうのですが、そういう言葉はとても大事だと思うのです。計画の中では、できるだけ吟味していただいて、次の審議会のときにはそれをちゃんと考えられるようにしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

亀山会長：ここで「指定」というのは、基本的には制度があって、その制度に基づいて指定するものを「指定」と言うのでしょうか。

事務局：はい。

亀山会長：わかりました。よろしいですね。時間でもありますので、今いただいたようなご指摘を基に、次回は中身がもっとこう入れ込んだものを用意いただきたいと思います。次回のことを決めるのでしたっけ。

事務局：次回の日程を決めさせていただければと思います。12月17日（火）か12月20日（金）、いずれも時間は19時から21時を予定しています。

亀山会長：17日の夜、ご都合悪い方いますか。

倉本委員：火曜日だと今日と同じ時間です。

亀山会長：倉本先生は遅れるかもしれない。20日はどうですか。

20日は大丈夫。では、基本20日にしましょう。その他何かありますか。

事務局：事務局からは特段ないです。

亀山会長：本日の審議会はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。